

発 行 所 公益社団法人 国民文化研究会 (九州←→東京←→全国) 東京都渋谷区東1-13-1-402 振 替 00170-1-60507 電 話 03-5468-6230 F A X 03-5468-1470 http://www.kokubunken.or.jp/ E-mail:info@kokubunken.or.jp

月刊「国民同胞」編集部 毎月一回10日発行

購読料 年間2000円

着地させることである。

令和六年二月、

八木秀次麗

澤

大

を打ち出し、

それを最適の決定に

皇族数の減少に対して適切な方策

H 政 崩 権の発足に際して、 続 0 岐 • 改め 位 て訴ふ!— 承 蕳 題

第である。 議されてきた。しかし未だ決着が 課題として「皇位継承問題」 我が国 何ばかりかと拝察申し上げる次 来二十年にわたって、 皇室におかれては御心痛 では、 平 -成十六 、年の年末 最重要の が論

状況にある。 他の諸国に比べて実に嘆かは も持たず、 る」ことに対する意識の低さは、 脅威を前にして、 動する国際情勢のもと、 中 為す術も無き有様であ 露 我が国民の「国を守 朝 自前の核抑 イラン連合の 我 上力 が

を守るとい 土を守ることだけではなく、 国土で先人達が長きにわたって 国を守る」とい てきた国 ふことでもある。 G H Q 家の文化伝統 (連合国軍最高司 ふことは、 ح 玉 後

治に求められてゐることは、

男子

令部) を賭してでも国を守らうとする意へられてきた。その結果、己が命 等によって、 と慨嘆される現状である。 徳」に基づく自己決定の意志さ と文化伝統を打ち砕くため、 志、 人主義や自由主義が持ち込まれ の場では、 始めとして、 心に悠然と湧き起る「人間普遍 我が国では失はれてしまっ すなはち、 による日本解 国家意識の欠如した個 天皇制度の弱体化 日本国 祖国愛により己が 体の占領 [民の民族意 、己が命 政 教 育 識 0 策

に属する男系の男子を皇族

皇統

絶対条件として要請される。

とすること。

きた長い歴史を想ひ起したい 幹を支へてきた皇室の御存在であ 結力で、幾多の危機を乗り越えて る。皇室のもと君民一体の強い 二千有余年、 その皇室に関して目下日 危機を目前に想起すべきは、 日本民族の国 本の 家の 政 根 寸

大 畄 弘 方策②皇族には認められていない さて、 養子縁組を可能とし、

能性が生じる。 女系

となるものは以下の二方策である。 告』に示された方策で、 自身の意見を開陳された(「安定的 策内容を速やかに承認するやう求 学教授は、 方策①内親王・女王が婚姻後も皇 な皇位継承の確保策を急げ」、『日本の息 議論するやう呼びかけて、 告』(令和三年十二月付)で示した方 木説に賛同する。 令和六年二月号)。 さらに、 族の身分を保持すること。 政府有識者会 政府有識者会議 その立法化の手段を 筆者は、 当面議論 議 八木氏 0) が ほぼ 報 報

令和五年、 ①は本来あってはならない策と考 **条件なしに**」実現してしまふと、 ることが、当面の課題となる。 来得る限り沢山の男子皇族を得 てゐる 方、万一、方策①が「 時点では、 を参照せられたい)。 の皇族が出現する可 著 方策②によっ 故に筆者は、 『国の形と皇 「適切な 室制度 て出

> ば、 子は皇族としない」ことが、 を保持する」 皇族の身分を保持するか否かは各 女性皇族が「婚姻後も皇族の身分 の身分を離れる」と判断なされれ 女性皇族方が総て「婚姻後は皇族 自の選択に任されてゐる。 親王・女王に限っては、 前 木氏は左を提案されてゐ 方策①は実施されない。 述 する特例法が妥当だらう。 王・女王に限って例外的に する皇室典範十二条の原則は 場合は皇族の身分を離 子が皇族以外の者と結婚する 方策①の)立法化は皇 0 族の身分の保持 「報告」 ながら、 場合は、 では、 現 在 「配偶者と , を 可 現在の 婚姻後に い内親 現在 れると 必要 一方、 能 族 内 0

に立つ現在、 だかねば」 き我が「日本文明」 に失はれ、 れる運命に陥らう。 民族宗教上の尊貴な神聖さは じて男系皇胤が保有してこられた 混ることになれば、 氏には、 皇室内の皇族に一 「畏敬の心をもって応じていた との思ひ、 皇室の存在意義も失は |皇室の伝統| に対し 女性皇族方と政治家 世界に比 般男性の 0) 長き歴史を通 頻りである 存続が岐路 類無 瞬 Ш́. 時